

契約書別紙

居宅介護支援サービス 重要事項説明書

社会福祉法人 ももたろう会
吉備高原総合福祉センター 居宅介護支援事業
ももたろうケアステーション
岡山県加賀郡吉備中央町吉川7531
TEL 0866-56-9711
FAX 0866-56-9722

1. 当事業者の法人概要

事業者名	社会福祉法人 ももたろう会
法人所在地	岡山県加賀郡吉備中央町吉川7531
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	伊藤 真理子
電話番号	0866-56-9711
FAX番号	0866-56-9722

2. 事業所の概要

事業所名	吉備高原総合福祉センター 居宅介護支援事業 ももたろうケアステーション
所在地	岡山県加賀郡吉備中央町吉川7531
管理者名	小倉 千保子
電話番号	0866-56-9711
FAX番号	0866-56-9722

3. 事業の目的と運営方針

介護保険法を遵守し、公正中立な居宅介護支援の提供を目指し、利用者の方が可能な限りご自宅で生活できるよう、利用者やご家族の方の希望を取り入れ、また各個人の心身の状態に応じて居宅サービス計画を作成することを目的としています。

4. 職員体制

従業者の職種	員数	常勤	非常勤	専従	兼務
管理者	1	1	0	0	1
介護支援専門員	1	1	0	0	1

5. 営業日時

営業日	毎週月・火・水・木・金曜日の5日間 但し、12/31～1/3 ・ 8/13～15は休業とします。 ※上記の営業日以外にも営業を行うことがあります。
サービス提供時間	午前8時30分から午後5時30分まで ※上記の営業時間以外にも営業を行うことがあります。

6. サービス提供地域

吉備中央町・岡山市北区

※上記の提供地域を越えてサービス提供を行うことがあります。

7. サービス内容

種類	内 容
居宅サービス計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 ・ご自宅周辺地域における居宅サービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択をしていただきます。
居宅サービス計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。 ・居宅サービス計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと保険給付の対象とならないサービス(自己負担)を区分して、それぞれの種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その同意をいただくようにします。 ・居宅サービス計画の原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い、その場合には利用者から文書による同意を得ます。
居宅サービス事業者等との連絡・調整	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。 ・利用者が介護保険施設等への入院または入所を希望された場合には、利用者に介護保険施設等の紹介その他援助を行います。
サービス実施状況の把握・居宅サービス計画等の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者とその家族と、毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。 ・利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により、または状態の変化等に応じて居宅サービス計画の評価・変更を行います。
相談・説明	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険や介護に関することは、誠意を持って幅広くご相談に応じます。
医療との連携・主治医への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン作成時(または変更時)やサービスの利用時に必要な場合には、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。
財産管理・権利擁護への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が介護保険施設等への入院または入所を希望された場合には、利用者に介護保険施設等の紹介その他援助を行います。サービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて連絡などを行います。
居宅サービス計画の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合または事業者が居宅サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、居宅サービスの変更を行います。
要介護認定にかかる申請の援助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。 ・利用者の要介護認定有効期間満了の概ね60日前には、要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。
サービス提供記録の閲覧・交付	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。
訪問	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し状況の把握等を行います。

8. 利用料

(1) 法定給付

当事業所の居宅介護支援(居宅サービス計画の作成・変更、事業者等との連絡調整、相談説明等)については、原則として利用者の負担はありません。すべて保険給付になります。ただし、保険料の滞納などにより法定代理受領できない場合は、一旦、1ヶ月当たりの料金をお支払いいただきます。その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供説明書を提出いたしますと、払い戻しを受けることができます。

(2) 法定外給付

種類	金額	内容
申請代行料	無料	要介護認定の申請代行にかかる費用については無料で
交通費	自動車使用時 1km当たり30円	通常のサービス提供地域を越えた場合、その越えた時点から実費負担が必要となります。

9. 損害賠償について

当事業所が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第11条に基づき、当事業所は金銭等により賠償いたします。当事業所は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

加入保険名	あいおい損保「社会福祉施設総合保険」
保険の内容	対人・対物補償・感染症見舞金補償・什器備品賠償補償

10. 緊急時及び事故発生時の対応について

居宅介護支援の提供を行っているときに、利用者に病状等の急変が生じた場合、その他の必要な場合に、当事業所は速やかに主治医及び利用者の家族等に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、県民局、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な処置を講じます。さらに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

11. 苦情・相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、速やかに対応を行います。

下記までご連絡ください。

ももたろうケアステーションの窓口

担当	管理者 小倉 千保子
電話番号	0866-56-9711
FAX番号	0866-56-9722
対応時間	午前8時30分から午後5時30分まで

他に次の窓口でも苦情や相談に応じています。

社会福祉法人ももたろう会 苦情解決第三者委員	
担当	佐々木 一成
電話	090-5377-0031
担当	前田 文男
電話	0867-34-1881
担当	菊池綜合法律事務所 弁護士 菊池捷男
電話	086-231-3535
吉備中央町役場 賀陽庁舎 福祉課介護支援班	
所在地	加賀郡吉備中央町豊野1-2<賀陽庁舎内>
電話番号	0866-54-1317
岡山市保健福祉局 介護保険課 指導係	
所在地	岡山市北区鹿田町1丁目1-1
電話番号	086-803-1240
岡山県国民健康保険団体連合会	
所在地	岡山市北区桑田町17番5号<岡山県国保会館>
電話番号	086-223-8811

12. サービス情報の公表

当事業所の基本的な事項及びサービス内容、運営の取組状況等を「岡山県介護サービス情報の公表制度」に基づき、インターネット上に公表しています。

岡山県介護サービス情報公表システム

URL: <http://www.kaigokensaku.jp/33/>

様

居宅介護支援サービス開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。また、契約書第9条にある文書を下記のとおりとします。

個人情報保護に関する取扱いについて

- 一、ももたろうケアステーションは、居宅サービス計画作成のために知り得た貴殿および御家族に関する個人情報は、計画作成及び各サービス提供事業所への情報提供、業務遂行以外の目的に使用しません。
- 二、知り得た情報が、個人に関する情報(個人情報)であることを十分認識し、必要不可欠な場合以外、当ケアステーション以外の者には決して漏れることのないよう、情報の管理には細心の注意を払います。また、契約終了後も存続し職員が退職した後も同様とします。

【介護サービス利用者への介護の提供に必要な利用目的】

(1)介護関係事業者内部での利用に係る事例

- ①当該事業者が介護サービスの利用等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用に係る事業所等の管理運営業務のうち
 - ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護サービスの向上

(2)他の事業者等への情報提供を伴う事例

- ①当該事業所等が利用者提供する介護サービスのうち
 - ・当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【介護サービス利用者への介護の提供に必要な利用目的】

(1)介護関係事業者内部での利用に係る事例

- ①介護関係事業者の管理運営業務のうち
 - ・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・介護保険施設等において行われる学生の実習への協力

平成 年 月 日

＜事業者＞	所在地	岡山県加賀郡吉備中央町吉川7531
	事業者名	社会福祉法人 ももたろう会
	代表者職・氏名	理事長 伊藤 真理子
	事業所名	吉備高原総合福祉センター 居宅介護支援事業 ももたろうケアステーション
	指定番号	3373900046
＜説明者＞	職種	担当介護支援専門員
	氏名	

ももたろうケアステーション様

個人情報使用同意書

- 一、私()は、居宅サービス計画の作成を貴ケアステーションに依頼します。
- 二、私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援サービスについて重要な事項の説明を受け、内容について同意します。
- 三、私がよりよい居宅サービス等を利用出来るよう、サービス担当者会議等で必要な場合には、私および私の家族の個人情報(例えば、家族の状況、認定調査票や主治医の意見書等)を必要不可欠な範囲内で使用することに同意します。

平成 年 月 日

<利用者>

住所

氏名

印

<家族>

住所

氏名

印

契約書別紙

居宅介護支援サービス 重要事項説明書

社会福祉法人 ももたろう会
吉備高原総合福祉センター 居宅介護支援事業
ももたろうケアステーション
岡山県加賀郡吉備中央町吉川7531
TEL 0866-56-9711
FAX 0866-56-9722

1. 当事業者の法人概要

事業者名	社会福祉法人 ももたろう会
法人所在地	岡山県加賀郡吉備中央町吉川7531
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	伊藤 真理子
電話番号	0866-56-9711
FAX番号	0866-56-9722

2. 事業所の概要

事業所名	吉備高原総合福祉センター 居宅介護支援事業 ももたろうケアステーション
所在地	岡山県加賀郡吉備中央町吉川7531
管理者名	小倉 千保子
電話番号	0866-56-9711
FAX番号	0866-56-9722

3. 事業の目的と運営方針

介護保険法を遵守し、公正中立な居宅介護支援の提供を目指し、利用者の方が可能な限りご自宅で生活できるよう、利用者やご家族の方の希望を取り入れ、また各個人の心身の状態に応じて居宅サービス計画を作成することを目的としています。

4. 職員体制

従業者の職種	員数	常勤	非常勤	専従	兼務
管理者	1	1	0	0	1
介護支援専門員	1	1	0	0	1

5. 営業日時

営業日	毎週月・火・水・木・金曜日の5日間 但し、12/31～1/3 ・ 8/13～15・国民の祝日は休業とします。 ※上記の営業日以外にも営業を行うことがあります。
サービス提供時間	午前8時30分から午後5時30分まで ※上記の営業時間以外にも営業を行うことがあります。

6. サービス提供地域

吉備中央町・岡山市北区

※上記の提供地域を越えてサービス提供を行うことがあります。

7. サービス内容

種類	内 容
居宅サービス計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 ・ご自宅周辺地域における居宅サービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択をしていただきます。
居宅サービス計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。 ・居宅サービス計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと保険給付の対象とならないサービス(自己負担)を区分して、それぞれの種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その同意をいただくようにします。 ・居宅サービス計画の原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い、その場合には利用者から文書による同意を得ます。
居宅サービス事業者等との連絡・調整	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。 ・利用者が介護保険施設等への入院または入所を希望された場合には、利用者に介護保険施設等の紹介その他援助を行います。
サービス実施状況の把握・居宅サービス計画等の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者とその家族と、毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。 ・利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により、または状態の変化等に応じて居宅サービス計画の評価・変更を行います。
相談・説明	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険や介護に関することは、誠意を持って幅広くご相談に応じます。
医療との連携・主治医への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン作成時(または変更時)やサービスの利用時に必要な場合には、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。
財産管理・権利擁護への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が介護保険施設等への入院または入所を希望された場合には、利用者に介護保険施設等の紹介その他援助を行います。サービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて連絡などを行います。
居宅サービス計画の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合または事業者が居宅サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、居宅サービスの変更を行います。
要介護認定にかかる申請の援助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。 ・利用者の要介護認定有効期間満了の概ね60日前には、要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。
サービス提供記録の閲覧・交付	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。
訪問	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し状況の把握等を行います。

8. 利用料

(1) 法定給付

当事業所の居宅介護支援(居宅サービス計画の作成・変更、事業者等との連絡調整、相談説明等)については、原則として利用者の負担はありません。すべて保険給付になります。ただし、保険料の滞納などにより法定代理受領できない場合は、一旦、1ヶ月当たりの料金をお支払いいただきます。その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供説明書を提出いたしますと、払い戻しを受けることができます。

(2) 法定外給付

種類	金額	内容
申請代行料	無料	要介護認定の申請代行にかかる費用については無料で
交通費	自動車使用時 1km当たり30円	通常のサービス提供地域を越えた場合、その越えた時点から実費負担が必要となります。

9. 損害賠償について

当事業所が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第11条に基づき、当事業所は金銭等により賠償いたします。当事業所は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

加入保険名	あいおい損保「社会福祉施設総合保険」
保険の内容	対人・対物補償・感染症見舞金補償・什器備品賠償補償

10. 緊急時及び事故発生時の対応について

居宅介護支援の提供を行っているときに、利用者に病状等の急変が生じた場合、その他の必要な場合に、当事業所は速やかに主治医及び利用者の家族等に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、県民局、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な処置を講じます。さらに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

11. 苦情・相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、速やかに対応を行います。

下記までご連絡ください。

ももたろうケアステーションの窓口

担当	管理者 小倉 千保子
電話番号	0866-56-9711
FAX番号	0866-56-9722
対応時間	午前8時30分から午後5時30分まで

他に次の窓口でも苦情や相談に応じています。

社会福祉法人ももたろう会 苦情解決第三者委員	
担当	佐々木 一成
電話	090-5377-0031
担当	前田 文男
電話	0867-34-1881
担当	菊池綜合法律事務所 弁護士 菊池捷男
電話	086-231-3535
吉備中央町役場 賀陽庁舎 福祉課介護支援班	
所在地	加賀郡吉備中央町豊野1-2<賀陽庁舎内>
電話番号	0866-54-1317
岡山市保健福祉局 介護保険課 指導係	
所在地	岡山市北区鹿田町1丁目1-1
電話番号	086-803-1240
岡山県国民健康保険団体連合会	
所在地	岡山市北区桑田町17番5号<岡山県国保会館>
電話番号	086-223-8811

12. サービス情報の公表

当事業所の基本的な事項及びサービス内容、運営の取組状況等を「岡山県介護サービス情報の公表制度」に基づき、インターネット上に公表しています。

岡山県介護サービス情報公表システム

URL: <http://www.kaigokensaku.jp/33/>

様

居宅介護支援サービス開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。また、契約書第9条にある文書を下記のとおりとします。

個人情報保護に関する取扱いについて

- 一、ももたろうケアステーションは、居宅サービス計画作成のために知り得た貴殿および御家族に関する個人情報は、計画作成及び各サービス提供事業所への情報提供、業務遂行以外の目的に使用しません。
- 二、知り得た情報が、個人に関する情報(個人情報)であることを十分認識し、必要不可欠な場合以外、当ケアステーション以外の者には決して漏れることのないよう、情報の管理には細心の注意を払います。また、契約終了後も存続し職員が退職した後も同様とします。

【介護サービス利用者への介護の提供に必要な利用目的】

(1)介護関係事業者内部での利用に係る事例

- ①当該事業者が介護サービスの利用等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用に係る事業所等の管理運営業務のうち
 - ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護サービスの向上

(2)他の事業者等への情報提供を伴う事例

- ①当該事業所等が利用者提供する介護サービスのうち
 - ・当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【介護サービス利用者への介護の提供に必要な利用目的】

(1)介護関係事業者内部での利用に係る事例

- ①介護関係事業者の管理運営業務のうち
 - ・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・介護保険施設等において行われる学生の実習への協力

平成 年 月 日

＜事業者＞	所在地	岡山県加賀郡吉備中央町吉川7531
	事業者名	社会福祉法人 ももたろう会
	代表者職・氏名	理事長 伊藤 真理子
	事業所名	吉備高原総合福祉センター 居宅介護支援事業 ももたろうケアステーション
	指定番号	3373900046
＜説明者＞	職種	担当介護支援専門員
	氏名	

ももたろうケアステーション様

個人情報使用同意書

- 一、私()は、居宅サービス計画の作成を貴ケアステーションに依頼します。
- 二、私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援サービスについて重要な事項の説明を受け、内容について同意します。
- 三、私がよりよい居宅サービス等を利用出来るよう、サービス担当者会議等で必要な場合には、私および私の家族の個人情報(例えば、家族の状況、認定調査票や主治医の意見書等)を必要不可欠な範囲内で使用することに同意します。

平成 年 月 日

<利用者>

住所

氏名

印

<家族>

住所

氏名

印

契約書別紙

居宅介護支援サービス 重要事項説明書

社会福祉法人 ももたろう会
吉備高原総合福祉センター 居宅介護支援事業
ももたろうケアステーション
岡山県加賀郡吉備中央町吉川7531
TEL 0866-56-9711
FAX 0866-56-9722

1. 当事業者の法人概要

事業者名	社会福祉法人 ももたろう会
法人所在地	岡山県加賀郡吉備中央町吉川7531
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	伊藤 真理子
電話番号	0866-56-9711
FAX番号	0866-56-9722

2. 事業所の概要

事業所名	吉備高原総合福祉センター 居宅介護支援事業 ももたろうケアステーション
所在地	岡山県加賀郡吉備中央町吉川7531
管理者名	小倉 千保子
電話番号	0866-56-9711
FAX番号	0866-56-9722

3. 事業の目的と運営方針

介護保険法を遵守し、公正中立な居宅介護支援の提供を目指し、利用者の方が可能な限りご自宅で生活できるよう、利用者やご家族の方の希望を取り入れ、また各個人の心身の状態に応じて居宅サービス計画を作成することを目的としています。

4. 職員体制

従業者の職種	員数	常勤	非常勤	専従	兼務
管理者	1	1	0	0	1
介護支援専門員	1	1	0	0	1

5. 営業日時

営業日	毎週月・火・水・木・金曜日の5日間 但し、12/31~1/3 ・ 8/13~15・国民の祝日は休業とします。 ※上記の営業日以外にも営業を行うことがあります。
サービス提供時間	午前8時30分から午後5時30分まで ※上記の営業時間以外にも営業を行うことがあります。

6. サービス提供地域

吉備中央町・岡山市北区

※上記の提供地域を越えてサービス提供を行うことがあります。

7. サービス内容

種類	内 容
居宅サービス計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 ・ご自宅周辺地域における複数の居宅サービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を公平に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択をしていただきます。又、利用者やご家族は、居宅サービス計画の内容、居宅サービス事業者の選定理由の説明を求めることができます。 ・提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。 ・居宅サービス計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと保険給付の対象とならないサービス(自己負担)を区分して、それぞれの種類、内容、利用料等を利用者やご家族に説明し、同意をいただくようにします。 ・居宅サービス計画の原案は、利用者やご家族と協議した上で、必要があれば変更を行い、その場合には利用者から文書による同意を得ます。
居宅サービス事業者等との連絡・調整	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。 ・利用者や家族は、居宅サービス事業所などを紹介するよう求めることができることを説明します。
サービス実施状況の把握・居宅サービス計画等の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者やご家族と毎月連絡を取り、サービスの実施状況の把握に努めます。 ・利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出又は状態の変化等に応じて居宅サービス計画の評価・変更を行います。
相談・説明	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険や介護に関することは、誠意を持って幅広くご相談に応じます。
医療との連携・主治医への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の主治医及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡を取らせて頂きます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願い致します。 <ol style="list-style-type: none"> ①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証又はお薬手帳等に、当事業所名及び担当介護支援専門員が分かるよう、名刺を入れておく等の対応をお願い致します。 ②入院時には、ご本人又はご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願い致します。
介護保険施設の紹介等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望された場合には、利用者に介護保険施設等の紹介その他援助を行います。
成年後見制度の活用支援(財産管理・権利擁護への対応)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて連絡などを行います。

種類	内 容
居宅サービス計画の変更	・利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合又は事業者が居宅サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意の上、居宅サービスの変更を行います。
要介護認定にかかる申請の援助	・利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。 ・利用者の要介護認定有効期間満了の概ね60日前には、要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。
サービス提供記録の閲覧・交付	・利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。
訪問	・介護支援専門員は、居宅サービス計画の実施状況や利用者の課題を把握するため、利用者の居宅を毎月1回訪問します。
同一事業者によって提供された各サービスの割合	・前6か月間に作成した居宅サービス計画書における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び、前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画書における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものが占める割合について説明を行います。

8. 利用料

(1) 法定給付

当事業所の居宅介護支援(居宅サービス計画の作成・変更、事業者等との連絡調整、相談説明等)については、原則として利用者の負担はありません。すべて保険給付になります。ただし、保険料の滞納などにより法定代理受領できない場合は、一旦1ヶ月当たりの料金をお支払いいただきます。その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供説明書を提出いたしますと、払い戻しを受けることができます。

(2) 法定外給付

種類	金額	内 容
申請代行料	無料	要介護認定の申請代行にかかる費用については無料です。

(3) 交通費

種類	金額	内 容
交通費	自動車使用時 1km当たり30円	通常のサービス提供地域を越えた場合、その越えた時点から実費負担が必要となります。

9. 秘密の保持

当事業所は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びご家族に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は契約終了後も同様です。

10. 緊急時及び事故発生時の対応について

居宅介護支援の提供を行っているときに利用者に病状等の急変が生じた場合、その他必要な場合に、当事業所は速やかに主治医及び利用者の家族等に連絡を取るなど必要な措置を講じます。又、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、県民局、利用者のご家族に連絡を行うと共に必要な処置を講じます。

当事業所が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第11条に基づき、当事業所は金銭等により賠償いたします。当事業所は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

加入保険名	あいおい損保「社会福祉施設総合保険」
保険の内容	対人・対物補償・感染症見舞金補償・什器備品賠償補償

11. 苦情・相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、速やかに対応を行います。

当事業所相談窓口

担当	管理者 小倉 千保子
電話番号	0866-56-9711
FAX番号	0866-56-9722
対応時間	午前8時30分から午後5時30分まで

外部苦情相談窓口

社会福祉法人ももたろう会 苦情解決第三者委員	
担当	佐々木 一成
電話番号	090-5377-0031
担当	菊池綜合法律事務所 弁護士 菊池捷男
電話番号	086-231-3535
岡山県国民健康保険団体連合会	
所在地	岡山市北区桑田町17番5号<岡山県国保会館>
電話番号	086-223-8811
吉備中央町役場 福祉課 介護支援班	
所在地	加賀郡吉備中央町豊野1-2<賀陽庁舎内>
電話番号	0866-54-1317
岡山市保健福祉局高齢福祉部 介護保険課	
所在地	岡山市北区鹿田町一丁目1番1号
電話番号	086-803-1240
岡山市保健福祉局高齢福祉部 事業者指導課	
所在地	岡山市北区大供3丁目1-18 KSB会館4階
電話番号	086-212-1012

当事業所は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に重要事項を説明しました。
この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各自1通を保有する
ものとしてします。

令和 年 月 日

- 一、居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。
- 二、当事業所は、居宅サービス作成のために知り得た貴殿及びご家族に関する個人情報
、計画作成及び各サービス提供事業所への情報提供、業務遂行以外の目的に使用しま
せん。
- 三、知り得た情報が、個人に関する情報(個人情報)であることを十分認識し、必要不可欠な
場合以外は、当事業所以外の者には決して漏れることがないよう、情報の管理には細心の
注意を払います。又、契約終了後も存続し、職員が退職した後も同様とします。

＜事業者＞	所在地	岡山県加賀郡吉備中央町吉川7531
	事業者名	社会福祉法人 ももたろう会 吉備高原総合福祉センター 居宅介護支援事業 ももたろうケアステーション

＜管理者・説明者＞	介護支援専門員
氏名	小倉 千保子

令和 年 月 日

一、私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの
提供開始に同意しました。

二、私は、よりよい居宅サービス等を利用できるよう、サービス担当者会議等で必要な場合
には、私及び私の家族の個人情報を必要不可欠な範囲内で使用することに同意します。

＜利用者＞	住所	
	氏名	印

＜家族＞	住所	
	氏名	印

契約書別紙

居宅介護支援サービス 重要事項説明書

社会福祉法人 ももたろう会
吉備高原総合福祉センター 居宅介護支援事業
ももたろうケアステーション
岡山県加賀郡吉備中央町吉川7531
TEL 0866-56-9711
FAX 0866-56-9722

1. 当事業者の法人概要

事業者名	社会福祉法人 ももたろう会
法人所在地	岡山県加賀郡吉備中央町吉川7531
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	伊藤 大樹
電話番号	0866-56-9711
FAX番号	0866-56-9722

2. 事業所の概要

事業所名	吉備高原総合福祉センター 居宅介護支援事業 ももたろうケアステーション
所在地	岡山県加賀郡吉備中央町吉川7531
管理者名	清原 眞奈美
電話番号	0866-56-9711
FAX番号	0866-56-9722

3. 事業の目的と運営方針

介護保険法を遵守し、公正中立な居宅介護支援の提供を目指し、利用者の方が可能な限りご自宅で生活できるよう、利用者やご家族の方の希望を取り入れ、また各個人の心身の状態に応じて居宅サービス計画を作成することを目的としています。

4. 職員体制

従業者の職種	員数	常勤	非常勤	専従	兼務
管理者	1	1	0	0	1
介護支援専門員	1	1	0	0	1

5. 営業日時

営業日	毎週月・火・水・木・金曜日の5日間 但し、12/31～1/3 ・ 8/13～15・国民の祝日は休業とします。 ※上記の営業日以外にも営業を行うことがあります。
サービス提供時間	午前8時30分から午後5時30分まで ※上記の営業時間以外にも営業を行うことがあります。

6. サービス提供地域

吉備中央町・岡山市北区

※上記の提供地域を越えてサービス提供を行うことがあります。

7. サービス内容

種類	内 容
居宅サービス計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 ・ご自宅周辺地域における複数の居宅サービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を公平に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択をしていただきます。又、利用者やご家族は、居宅サービス計画の内容、居宅サービス事業者の選定理由の説明を求めることができます。 ・提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。 ・居宅サービス計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと保険給付の対象とならないサービス(自己負担)を区分して、それぞれの種類、内容、利用料等を利用者やご家族に説明し、同意をいただくようにします。 ・居宅サービス計画の原案は、利用者やご家族と協議した上で、必要があれば変更を行い、その場合には利用者から文書による同意を得ます。
居宅サービス事業者等との連絡・調整	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。 ・利用者や家族は、居宅サービス事業所などを紹介するよう求めることができることを説明します。
サービス実施状況の把握・居宅サービス計画等の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者やご家族と毎月連絡を取り、サービスの実施状況の把握に努めます。 ・利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出又は状態の変化等に応じて居宅サービス計画の評価・変更を行います。
相談・説明	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険や介護に関することは、誠意を持って幅広くご相談に応じます。
医療との連携・主治医への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の主治医及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡を取らせて頂きます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願い致します。 ①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証又はお薬手帳等に、当事業所名及び担当介護支援専門員が分かるよう、名刺を入れておく等の対応をお願い致します。 ②入院時には、ご本人又はご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願い致します。
介護保険施設の紹介等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望された場合には、利用者に介護保険施設等の紹介その他援助を行います。
成年後見制度の活用支援(財産管理・権利擁護への対応)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて連絡などを行います。
種類	内 容

居宅サービス計画の変更	・利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合又は事業者が居宅サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意の上、居宅サービスの変更を行います。
要介護認定にかかる申請の援助	・利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。 ・利用者の要介護認定有効期間満了の概ね60日前には、要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。
サービス提供記録の閲覧・交付	・利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。
訪問	・介護支援専門員は、居宅サービス計画の実施状況や利用者の課題を把握するため、利用者の居宅を毎月1回訪問します。
同一事業者のよって提供された各サービスの割合	・前6か月間に作成した居宅サービス計画書における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び、前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画書における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものが占める割合について説明を行います。

8. 高齢者虐待防止・身体拘束等の適正化

方針	利用者個人としての尊厳を守り、個々の特性やニーズに即し自立した生活を支えます。よって職員は利用者の「人権」を尊重した姿勢を堅持し、創意工夫をもって利用者の支援、介護を行います。								
行動指針	<table border="0"> <tr> <td>差別の禁止</td> <td>体罰の禁止</td> </tr> <tr> <td>専門性の向上と倫理の確立</td> <td>社会参加の促進</td> </tr> <tr> <td>利用者の主体性と個性の尊重</td> <td>プライバシーの保証</td> </tr> <tr> <td colspan="2">人権の尊重と対等な立場での看護・介護・援助</td> </tr> </table>	差別の禁止	体罰の禁止	専門性の向上と倫理の確立	社会参加の促進	利用者の主体性と個性の尊重	プライバシーの保証	人権の尊重と対等な立場での看護・介護・援助	
差別の禁止	体罰の禁止								
専門性の向上と倫理の確立	社会参加の促進								
利用者の主体性と個性の尊重	プライバシーの保証								
人権の尊重と対等な立場での看護・介護・援助									

利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、虐待防止責任者を配置するとともに、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

虐待防止責任者	清原 眞奈美
電話番号	0866-56-9711
FAX番号	0866-56-9722

9. 公正中立性の取組の見直し

訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護について選定理由の説明を求めることが可能。

10. 利用料

(1) 法定給付

当事業所の居宅介護支援(居宅サービス計画の作成・変更、事業者等との連絡調整、相談説明等)については、原則として利用者の負担はありません。すべて保険給付になります。ただし、保険料の滞納などにより法定代理受領できない場合は、一旦1ヶ月当たりの料金をお支払いいただきます。その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口に指定居宅介護支援提供説明書を提出いたしますと、払い戻しを受けることができます。

(2) 法定外給付

種類	金額	内 容
申請代行料	無料	要介護認定の申請代行にかかる費用については無料です。

(3) 交通費

種類	金額	内 容
交通費	自動車使用時 1km当たり30円	通常のサービス提供地域を越えた場合、その越えた時点から実費負担が必要となります。

11. 秘密の保持

当事業所は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びご家族に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は契約終了後も同様です。

12. 緊急時及び事故発生時の対応について

居宅介護支援の提供を行っているときに利用者に病状等の急変が生じた場合、その他必要な場合に、当事業所は速やかに主治医及び利用者の家族等に連絡を取るなど必要な措置を講じます。又、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、県民局、利用者のご家族に連絡を行うと共に必要な処置を講じます。

当事業所が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第11条に基づき、当事業所は金銭等により賠償いたします。当事業所は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

加入保険名	あいおい損保「社会福祉施設総合保険」
保険の内容	対人・対物補償・感染症見舞金補償・什器備品賠償補償

13. 苦情・相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、速やかに対応を行います。

当事業所相談窓口

担当	管理者 清原 真奈美
電話番号	0866-56-9711
FAX番号	0866-56-9722
対応時間	午前8時30分から午後5時30分まで

外部苦情相談窓口

社会福祉法人ももたろう会 苦情解決第三者委員	
担当	佐々木 一成
電話番号	090-5377-0031
担当	菊池綜合法律事務所 弁護士 菊池捷男
電話番号	086-231-3535

令和 年 月 日

一、私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

二、私は、よりよい居宅サービス等を利用できるよう、サービス担当者会議等で必要な場合には、私及び私の家族の個人情報を必要不可欠な範囲内で使用することに同意します。

<利用者> 住所

氏名

印

<家族> 住所

氏名

印

契約書別紙

居宅介護支援サービス 重要事項説明書

社会福祉法人 ももたろう会
吉備高原総合福祉センター 居宅介護支援事業
ももたろうケアステーション
岡山県加賀郡吉備中央町吉川7531
TEL 0866-56-9711
FAX 0866-56-9722

1. 当事業者の法人概要

事業者名	社会福祉法人 ももたろう会
法人所在地	岡山県加賀郡吉備中央町吉川7531
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	伊藤 大樹
電話番号	0866-56-9711
FAX番号	0866-56-9722

2. 事業所の概要

事業所名	吉備高原総合福祉センター 居宅介護支援事業 ももたろうケアステーション
所在地	岡山県加賀郡吉備中央町吉川7531
管理者名	清原 眞奈美
電話番号	0866-56-9711
FAX番号	0866-56-9722

3. 事業の目的と運営方針

介護保険法を遵守し、公正中立な居宅介護支援の提供を目指し、利用者の方が可能な限りご自宅で生活できるよう、利用者やご家族の方の希望を取り入れ、また各個人の心身の状態に応じて居宅サービス計画を作成することを目的としています。

4. 職員体制

従業者の職種	員数	常勤	非常勤	専従	兼務
管理者	1	1	0	0	1
介護支援専門員	1	1	0	0	1

5. 営業日時

営業日	毎週月・火・水・木・金曜日の5日間 但し、12/31~1/3 ・ 8/13~15・国民の祝日は休業とします。 ※上記の営業日以外にも営業を行うことがあります。
サービス提供時間	午前8時30分から午後5時30分まで ※上記の営業時間以外にも営業を行うことがあります。

6. サービス提供地域

吉備中央町・岡山市北区

※上記の提供地域を越えてサービス提供を行うことがあります。

7. サービス内容

種類	内 容
居宅サービス計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 ・ご自宅周辺地域における複数の居宅サービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を公平に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択をしていただきます。又、利用者やご家族は、居宅サービス計画の内容、居宅サービス事業者の選定理由の説明を求めることができます。 ・提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。 ・居宅サービス計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと保険給付の対象とならないサービス(自己負担)を区分して、それぞれの種類、内容、利用料等を利用者やご家族に説明し、同意をいただくようにします。 ・居宅サービス計画の原案は、利用者やご家族と協議した上で、必要があれば変更を行い、その場合には利用者から文書による同意を得ます。
居宅サービス事業者等との連絡・調整	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。 ・利用者や家族は、居宅サービス事業所などを紹介するよう求めることができることを説明します。
サービス実施状況の把握・居宅サービス計画等の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者やご家族と毎月連絡を取り、サービスの実施状況の把握に努めます。 ・利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出又は状態の変化等に応じて居宅サービス計画の評価・変更を行います。
相談・説明	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険や介護に関することは、誠意を持って幅広くご相談に応じます。
医療との連携・主治医への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の主治医及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡を取らせて頂きます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願い致します。 <ol style="list-style-type: none"> ①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証又はお薬手帳等に、当事業所名及び担当介護支援専門員が分かるよう、名刺を入れておく等の対応をお願い致します。 ②入院時には、ご本人又はご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願い致します。
介護保険施設の紹介等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望された場合には、利用者に介護保険施設等の紹介その他援助を行います。
成年後見制度の活用支援(財産管理・権利擁護への対応)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて連絡などを行います。

種類	内 容
居宅サービス計画の変更	・利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合又は事業者が居宅サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意の上、居宅サービスの変更を行います。
要介護認定にかかる申請の援助	・利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。 ・利用者の要介護認定有効期間満了の概ね60日前には、要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。
サービス提供記録の閲覧・交付	・利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。
訪問	・介護支援専門員は、居宅サービス計画の実施状況や利用者の課題を把握するため、利用者の居宅を毎月1回訪問します。
同一事業者によって提供された各サービスの割合	・前6か月間に作成した居宅サービス計画書における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び、前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画書における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものが占める割合について説明を行います。

8. 利用料

(1) 法定給付

当事業所の居宅介護支援(居宅サービス計画の作成・変更、事業者等との連絡調整、相談説明等)については、原則として利用者の負担はありません。すべて保険給付になります。ただし、保険料の滞納などにより法定代理受領できない場合は、一旦1ヶ月当たりの料金をお支払いいただきます。その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供説明書を提出いたしますと、払い戻しを受けることができます。

(2) 法定外給付

種類	金額	内 容
申請代行料	無料	要介護認定の申請代行にかかる費用については無料です。

(3) 交通費

種類	金額	内 容
交通費	自動車使用時 1km当たり30円	通常のサービス提供地域を越えた場合、その越えた時点から実費負担が必要となります。

9. 秘密の保持

当事業所は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びご家族に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は契約終了後も同様です。

10. 緊急時及び事故発生時の対応について

居宅介護支援の提供を行っているときに利用者に病状等の急変が生じた場合、その他必要な場合に、当事業所は速やかに主治医及び利用者の家族等に連絡を取るなど必要な措置を講じます。又、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、県民局、利用者のご家族に連絡を行うと共に必要な処置を講じます。

当事業所が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第11条に基づき、当事業所は金銭等により賠償いたします。当事業所は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

加入保険名	あいおい損保「社会福祉施設総合保険」
保険の内容	対人・対物補償・感染症見舞金補償・什器備品賠償補償

11. 苦情・相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、速やかに対応を行います。

当事業所相談窓口

担当	管理者 清原 眞奈美
電話番号	0866-56-9711
FAX番号	0866-56-9722
対応時間	午前8時30分から午後5時30分まで

外部苦情相談窓口

社会福祉法人ももたろう会 苦情解決第三者委員	
担当	佐々木 一成
電話番号	090-5377-0031
担当	菊池綜合法律事務所 弁護士 菊池捷男
電話番号	086-231-3535
岡山県国民健康保険団体連合会	
所在地	岡山市北区桑田町17番5号<岡山県国保会館>
電話番号	086-223-8811
吉備中央町役場 福祉課 介護支援班	
所在地	加賀郡吉備中央町豊野1-2<賀陽庁舎内>
電話番号	0866-54-1317
岡山市保健福祉局高齢福祉部 介護保険課	
所在地	岡山市北区鹿田町一丁目1番1号
電話番号	086-803-1240
岡山市保健福祉局高齢福祉部 事業者指導課	
所在地	岡山市北区大供3丁目1-18 KSB会館4階
電話番号	086-212-1012

当事業所は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に重要事項を説明しました。
この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各自1通を保有する
ものとしてします。

令和 年 月 日

- 一、居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。
- 二、当事業所は、居宅サービス作成のために知り得た貴殿及びご家族に関する個人情報
、計画作成及び各サービス提供事業所への情報提供、業務遂行以外の目的に使用しませ
ん。
- 三、知り得た情報が、個人に関する情報(個人情報)であることを十分認識し、必要不可欠な
場合以外は、当事業所以外の者には決して漏れることがないよう、情報の管理には細心の
注意を払います。又、契約終了後も存続し、職員が退職した後も同様とします。

＜事業者＞	所在地	岡山県加賀郡吉備中央町吉川7531
	事業者名	社会福祉法人 ももたろう会 吉備高原総合福祉センター 居宅介護支援事業 ももたろうケアステーション

＜管理者・説明者＞	介護支援専門員
氏名	清原 眞奈美

令和 年 月 日

一、私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの
提供開始に同意しました。

二、私は、よりよい居宅サービス等を利用できるよう、サービス担当者会議等で必要な場合
には、私及び私の家族の個人情報を必要不可欠な範囲内で使用することに同意します。

＜利用者＞	住所	
	氏名	印

＜家族＞	住所	
	氏名	印

契約書別紙

居宅介護支援サービス 重要事項説明書

社会福祉法人 ももたろう会
吉備高原総合福祉センター 居宅介護支援事業
ももたろうケアステーション
岡山県加賀郡吉備中央町吉川7531
TEL 0866-56-9711
FAX 0866-56-9722

1. 当事業者の法人概要

事業者名	社会福祉法人 ももたろう会
法人所在地	岡山県加賀郡吉備中央町吉川7531
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	伊藤 大樹
電話番号	0866-56-9711
FAX番号	0866-56-9722

2. 事業所の概要

事業所名	吉備高原総合福祉センター 居宅介護支援事業 ももたろうケアステーション
所在地	岡山県加賀郡吉備中央町吉川7531
管理者名	清原 眞奈美
電話番号	0866-56-9711
FAX番号	0866-56-9722

3. 事業の目的と運営方針

介護保険法を遵守し、公正中立な居宅介護支援の提供を目指し、利用者の方が可能な限りご自宅で生活できるよう、利用者やご家族の方の希望を取り入れ、また各個人の心身の状態に応じて居宅サービス計画を作成することを目的としています。

4. 職員体制

従業者の職種	員数	常勤	非常勤	専従	兼務
管理者	1	1	0	0	1
介護支援専門員	1	1	0	0	1

5. 営業日時

営業日	毎週月・火・水・木・金曜日の5日間 但し、12/31~1/3 ・ 8/13~15・国民の祝日は休業とします。 ※上記の営業日以外にも営業を行うことがあります。
サービス提供時間	午前8時30分から午後5時30分まで ※上記の営業時間以外にも営業を行うことがあります。

6. サービス提供地域

吉備中央町・岡山市北区

※上記の提供地域を越えてサービス提供を行うことがあります。

7. サービス内容

種類	内 容
居宅サービス計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 ・ご自宅周辺地域における複数の居宅サービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を公平に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択をしていただきます。又、利用者やご家族は、居宅サービス計画の内容、居宅サービス事業者の選定理由の説明を求めることができます。 ・提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。 ・居宅サービス計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと保険給付の対象とならないサービス(自己負担)を区分して、それぞれの種類、内容、利用料等を利用者やご家族に説明し、同意をいただくようにします。 ・居宅サービス計画の原案は、利用者やご家族と協議した上で、必要があれば変更を行い、その場合には利用者から文書による同意を得ます。
居宅サービス事業者等との連絡・調整	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。 ・利用者や家族は、居宅サービス事業所などを紹介するよう求めることができることを説明します。
サービス実施状況の把握・居宅サービス計画等の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者やご家族と毎月連絡を取り、サービスの実施状況の把握に努めます。 ・利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出又は状態の変化等に応じて居宅サービス計画の評価・変更を行います。
相談・説明	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険や介護に関することは、誠意を持って幅広くご相談に応じます。
医療との連携・主治医への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の主治医及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡を取らせて頂きます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願い致します。 ①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証又はお薬手帳等に、当事業所名及び担当介護支援専門員が分かるよう、名刺を入れておく等の対応をお願い致します。 ②入院時には、ご本人又はご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願い致します。
介護保険施設の紹介等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望された場合には、利用者に介護保険施設等の紹介その他援助を行います。
成年後見制度の活用支援(財産管理・権利擁護への対応)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて連絡などを行います。

種類	内 容
居宅サービス計画の変更	・利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合又は事業者が居宅サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意の上、居宅サービスの変更を行います。
要介護認定にかかる申請の援助	・利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。 ・利用者の要介護認定有効期間満了の概ね60日前には、要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。
サービス提供記録の閲覧・交付	・利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。
訪問	・介護支援専門員は、居宅サービス計画の実施状況や利用者の課題を把握するため、利用者の居宅を毎月1回訪問します。
同一事業者によって提供された各サービスの割合	・前6か月間に作成した居宅サービス計画書における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び、前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画書における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものが占める割合について説明を行います。

8. 利用料

(1) 法定給付

当事業所の居宅介護支援(居宅サービス計画の作成・変更、事業者等との連絡調整、相談説明等)については、原則として利用者の負担はありません。すべて保険給付になります。ただし、保険料の滞納などにより法定代理受領できない場合は、一旦1ヶ月当たりの料金をお支払いいただきます。その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供説明書を提出いたしますと、払い戻しを受けることができます。

(2) 法定外給付

種類	金額	内 容
申請代行料	無料	要介護認定の申請代行にかかる費用については無料です。

(3) 交通費

種類	金額	内 容
交通費	自動車使用時 1km当たり30円	通常のサービス提供地域を越えた場合、その越えた時点から実費負担が必要となります。

9. 秘密の保持

当事業所は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びご家族に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は契約終了後も同様です。

10. 緊急時及び事故発生時の対応について

居宅介護支援の提供を行っているときに利用者に病状等の急変が生じた場合、その他必要な場合に、当事業所は速やかに主治医及び利用者の家族等に連絡を取るなど必要な措置を講じます。又、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、県民局、利用者のご家族に連絡を行うと共に必要な処置を講じます。

当事業所が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第11条に基づき、当事業所は金銭等により賠償いたします。当事業所は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

加入保険名	あいおい損保「社会福祉施設総合保険」
保険の内容	対人・対物補償・感染症見舞金補償・什器備品賠償補償

11. 苦情・相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、速やかに対応を行います。

当事業所相談窓口

担当	管理者 清原 眞奈美
電話番号	0866-56-9711
FAX番号	0866-56-9722
対応時間	午前8時30分から午後5時30分まで

外部苦情相談窓口

社会福祉法人ももたろう会 苦情解決第三者委員	
担当	佐々木 一成
電話番号	090-5377-0031
担当	菊池綜合法律事務所 弁護士 菊池捷男
電話番号	086-231-3535
岡山県国民健康保険団体連合会	
所在地	岡山市北区桑田町17番5号<岡山県国保会館>
電話番号	086-223-8811
吉備中央町役場 福祉課 介護支援班	
所在地	加賀郡吉備中央町豊野1-2<賀陽庁舎内>
電話番号	0866-54-1317
岡山市保健福祉局高齢福祉部 介護保険課	
所在地	岡山市北区鹿田町一丁目1番1号
電話番号	086-803-1240
岡山市保健福祉局高齢福祉部 事業者指導課	
所在地	岡山市北区大供3丁目1-18 KSB会館4階
電話番号	086-212-1012

